

かすみがうら市地域福祉活動計画

第 1 期

(平成26年度～平成29年度)

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり



かすみがうら市地域福祉活動計画策定委員会



社会福祉
法人

かすみがうら市社会福祉協議会

はじめに



価値観の多様化、核家族化、人口流動性の増大などを背景として、地域の結びつきが弱まり、少子高齢化の急速な進行と相まって、地域社会の脆弱化が深刻となっております。同時に、虐待・ひきこもり・孤独死の問題など、既存の制度やサービスだけでは解決できない課題が増加してきています。また、長引く経済の低迷により、失業やリストラ、新卒者の就職率の低迷なども生じてきています。

このようなことから、本市では平成20年3月に第1期かすみがうら市地域福祉計画を策定し、地域が抱えている福祉の様々な課題を解決するため事業を積極的に展開してきたところです。更に、昨年度には、社会状況の変化、福祉に係る制度や法律改正等を踏まえ、かすみがうら市地域福祉計画の改定（第2期）を行い、更なる地域福祉の推進を目指しているところです。

このような中、地域福祉を推進するための中核的な役割を担う社会福祉協議会といたしましては、市民主体の理念に基づき、地域が抱えている福祉の問題を地域全体の問題としてとらえ、市民の皆様とともに考え、話し合い、協力して解決を図るべく一層の福祉の推進に取り組むことが求められていると考えております。更に、健全な財政運営基盤の充実・強化を図るため、業務全般にわたる総点検を行い、より効率的効果的な運営を目指す必要があります。

そうしたことから、この度、中長期的展望に立って、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるための羅針盤として、「地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画策定に際しましては、地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会の存在意義は、地域の総合相談機能とネットワークづくりであるとの認識に基づいて、住民が地域で福祉活動を行うための「市民の市民による市民のための活動計画」として、計画づくりを進めました。

本計画に基づき、市民が主役となって進める地域福祉と、市民が安心安全に暮らしていける地域社会をめざし、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様には、より一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました、かすみがうら市地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、地区座談会等で貴重なご意見、ご提案をいただいた皆様に、心から感謝とお礼を申し上げましてご挨拶といたします。

平成26年3月

社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会
会 長 宮 嶋 光 昭

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 3 |
| 第2節 計画の期間 | 4 |
| 第3節 計画の位置づけ | 5 |
| 第4節 計画の策定体制 | 8 |
| 第2章 地域福祉をめぐる現状と課題 | 9 |
| 第1節 市の地域特性 | 11 |
| 第2節 地域福祉に関連する指標 | 12 |
| 第3節 地区社会福祉協議会活動の現状と課題 | 17 |
| 第4節 福祉団体の現状と課題 | 19 |
| 第3章 計画の基本理念・基本目標 | 23 |
| 第1節 計画のめざす思いやりのまちづくり | 25 |
| 第2節 事業の体系 | 26 |
| 第4章 事業の展開 | 29 |
| 基本目標1 人を育み支えあいふれあいのあるまちづくり | 31 |
| 基本目標2 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり | 38 |
| 基本目標3 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり | 42 |
| 第5章 計画の推進 | 45 |
| 1 計画の推進体制 | 47 |
| 2 計画の評価 | 47 |
| 資料 | 49 |
| I 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 | 51 |
| II 地域福祉活動計画策定委員名簿 | 53 |
| III 地域福祉活動計画実務者作業部会設置要綱 | 54 |
| IV 地域福祉活動計画実務者作業部会委員名簿 | 55 |
| V 計画策定の審議経過 | 56 |

◆ 社会福祉協議会の表記について

文章の構成上、読みやすさを優先し、略称である「社協」としている箇所があります。また、かすみがうら市についても「市」と表記してある箇所があります。

◆ 障害・障がいの表記について

法律用語は漢字、それ以外はひらがなで表記してあります。
但し、アンケートについては、実施時の表記を優先してあります。

◇用語の説明

*地区社協

かすみがうら市社会福祉協議会では、6つの地区「小学校区(千代田地区)」を拠点に活動している組織。地区内の区長・民生委員児童委員・ボランティア等で構成された地区委員のもとで、地域性を活かした社会福祉活動を推進しています。

*福祉コミュニティ(ふくしコミュニティ)

地域住民間で「おたがいさま」の気持ちで助け合う、地域の中のつながり。地域住民の主体的な関心によって、援助を必要とする人にサービスを提供する地域共同体です。

*福祉コミュニティ圏(ふくしコミュニティ圏)

福祉コミュニティが形成される範囲のこと。
この計画の方針としては、福祉コミュニティ圏を中学校区単位で形成することを目指しています。

*インフォーマルサービス

家族や親族、友人、近隣の人々、個人的ボランティアの提供によるサービスのことです。

*フォーマルサービス

自治体や専門機関など制度的に提供をするサービスのことです。

第1章

計画策定にあたって

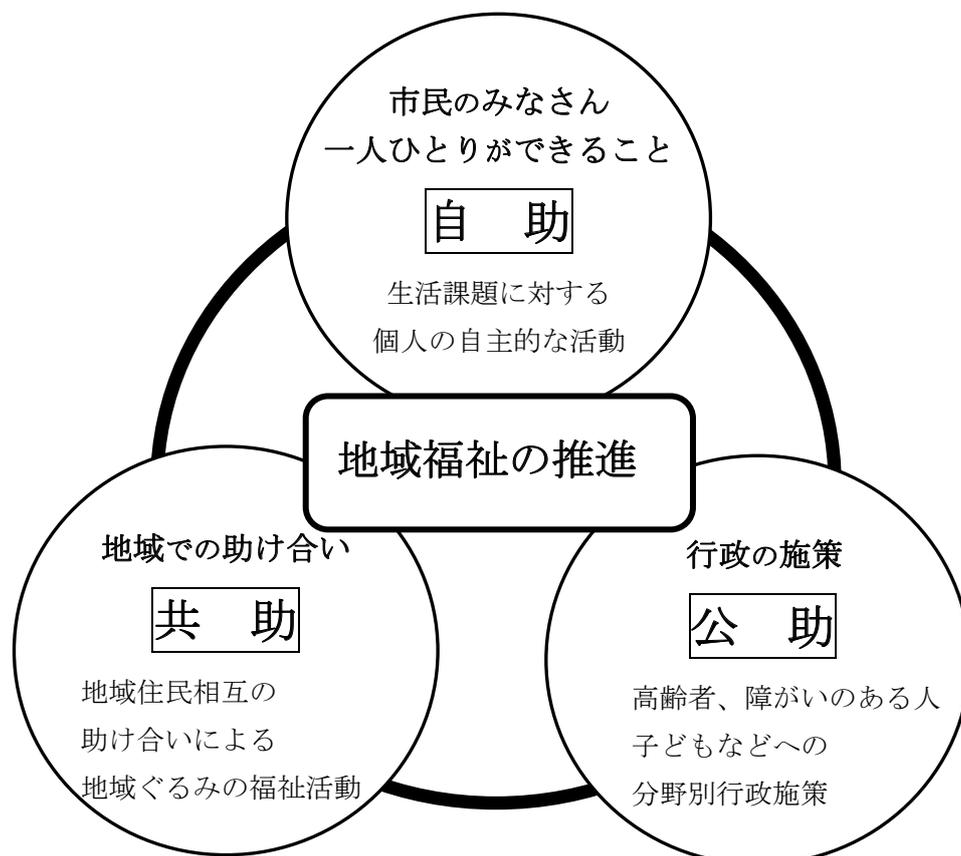
第1節 計画策定の趣旨

平成12年に制定された社会福祉法では第4条で「地域福祉の推進」を規定するとともに、第109条で社会福祉協議会を「地域福祉を推進する」団体として明確に定めました。平成15年には市町村において「地域福祉計画」を策定することとされ、これに伴い、全国社会福祉協議会では「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取組み方針」を取り決めました。

こうして、かすみがうら市では、平成20年3月策定の「第1期かすみがうら市地域福祉計画」、そして、平成25年3月策定の「第2期かすみがうら市地域福祉計画」に基づいて、本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助（個人の努力）、共助（相互の助け合い）、公助（公的な制度）による地域福祉を推進してきました。

このような中、かすみがうら市社会福祉協議会においても、かすみがうら市地域福祉計画と整合性を図ることを基本に、かすみがうら市における地域福祉をめぐる現状及び市民の福祉課題・生活課題に全面的に対応できるよう、社会福祉協議会を中核として住民参加のもと、民間において地域福祉を推進する行動計画を策定することが求められています。

そうしたことから、この度、中長期的展望に立って、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるための指針として、「地域福祉活動計画」を策定しました。



第2節 計画の期間

かすみがうら市地域福祉計画の最終年度に合わせて、平成29年度までとします。

| 区 分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|----------------|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 地域福祉活動計画 | | | | | |
| | ・事業管理 | ・事業管理 ・事業評価 | ・事業管理 ・事業評価 | ・事業管理 ・事業評価 ・次期計画策定 | ・事業管理 ・事業評価 ・次期計画策定 |
| 地域福祉計画 | | | | | |

* 地域福祉活動計画推進事業内容（事業管理・事業評価・次期計画策定）

1. 必要に応じて、地域座談会の開催並びに事業の進捗状況の管理・評価を行います。
(年1回程度)
2. 地域福祉活動計画推進研究会において、計画の評価・見直しを行い、地域福祉活動計画推進委員会で計画全体の中間評価を行います。
3. 進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しをしていきます。
4. 次期計画策定の方針については、平成28年度・平成29年度の2ヶ年計画で、行政と連携し、地域福祉計画と連動するものとして策定していきます。

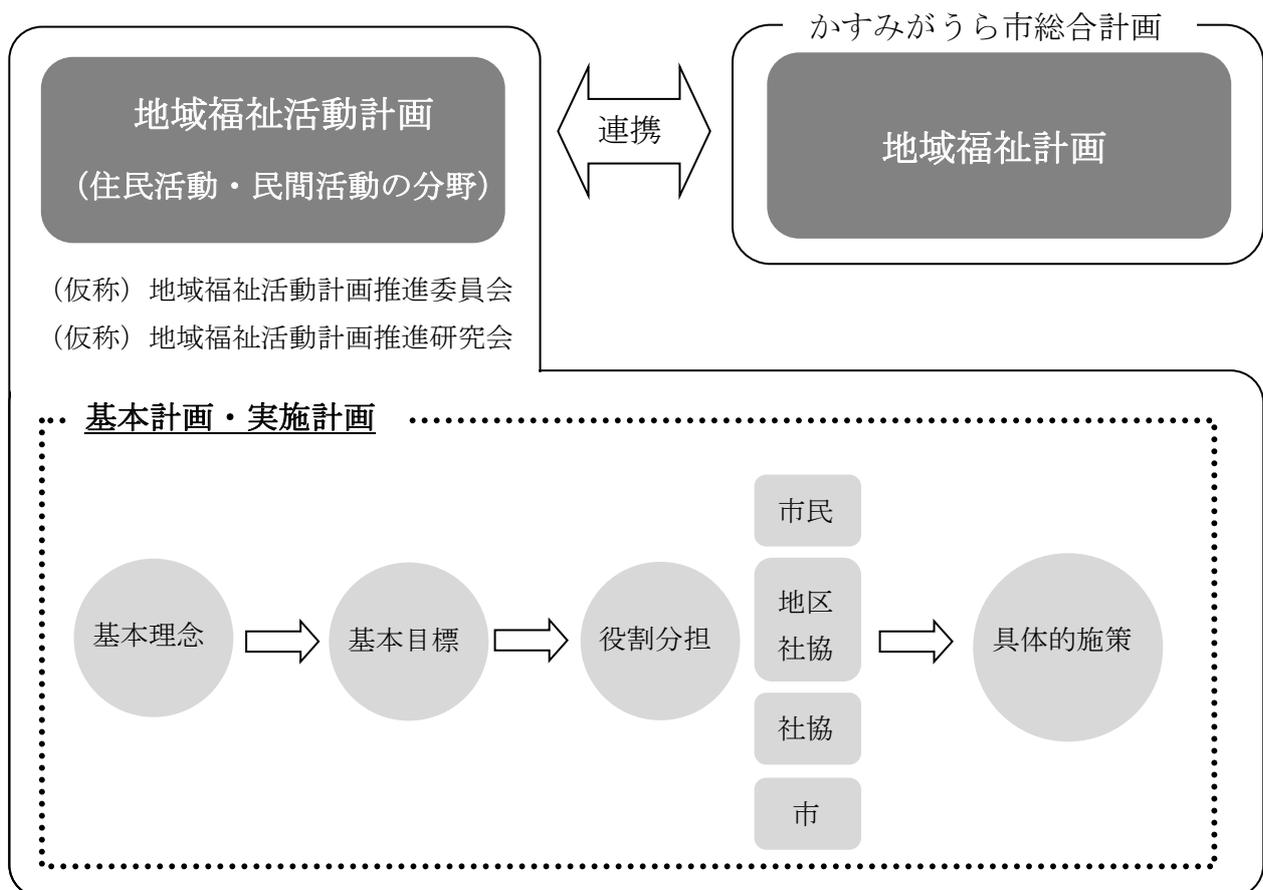
第3節 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会を含めて地域福祉を推進する住民及び事業者・各種団体等の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の活動・行動計画であり、地域福祉推進のための民間における中核組織として社会福祉協議会が策定することとなります。

本計画は地域福祉事業推進の際の相互連携・協働の基本方針となるもので、かすみがうら市地域福祉計画や他の地域福祉関連行政計画と整合性を図ります。

そして、これからの福祉は、対象分野別の福祉の充実とともに、手助けが必要になった時にお互いを助け合うこと、誰にとっても暮らしやすい社会を築くことをめざす必要があります。

また、社会福祉協議会では本計画策定により活動の視野を広げ、力量をレベルアップするための格好の機会ととらえ、住民からの社協に対するより一層の強い信頼関係を生み出し、地域福祉の発展強化の道筋を作ることが出来ると考えています。



地域福祉活動計画と地域福祉計画

1. 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種のボランティア・NPO、さらには保健・医療・福祉の専門機関等が集い、相互に協力して策定する民間の行動計画です。

また、住民参加のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動方策を明らかにして、住民自身が地域で福祉活動を行うための計画です。

そして、その大きな特徴は、住民自身が作る計画であり、「みんなでしあわせ」を得るため、地域で暮らす人たち一人ひとりが、地域のさまざまな力をひとつにまとめ、地域福祉を担う一員として自分の地域について考える、文字通り、住民が地域で福祉活動を行うための、市民による市民のための「市民の活動計画」であるといえます。

2. 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画で、行政・市民・地域・事業者等が協働し、地域住民が主体的に参加することにより、地域におけるさまざまな生活・福祉課題とそれに対応する必要なサービスの内容等を明らかにし、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりをめざす計画です。

3. 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係

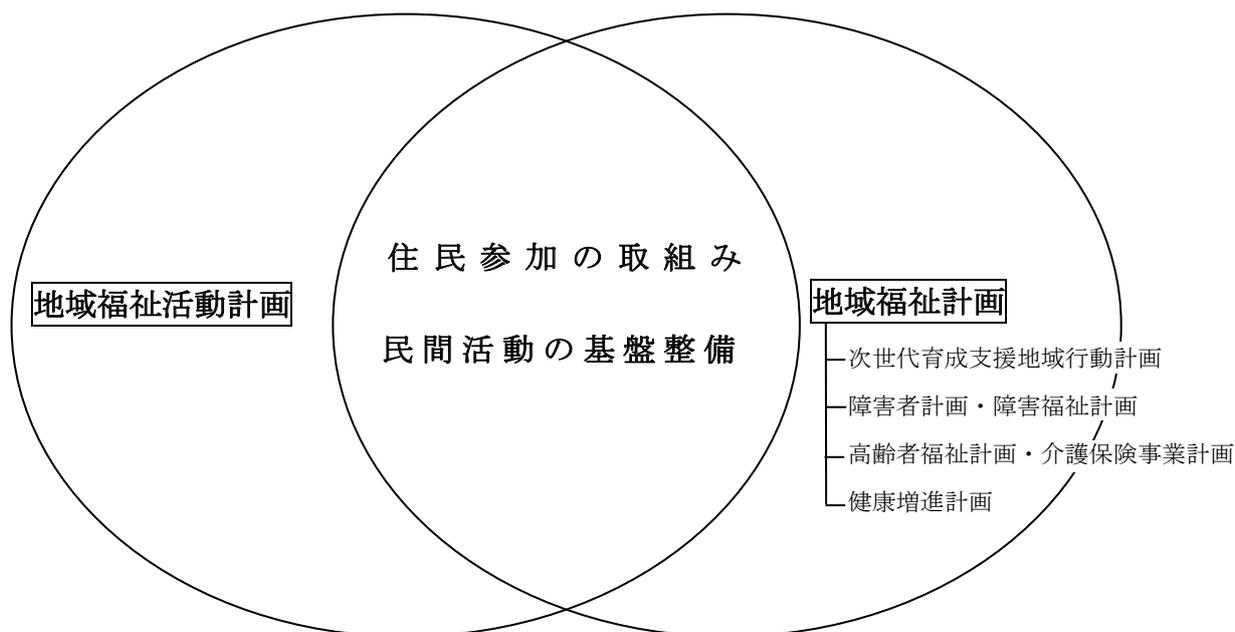
地域福祉活動計画と地域福祉計画は、住民参加による福祉事業の発展と福祉のまちづくりを推進することを共通の理念として、ともに地域福祉を推進するための計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会を中核として民間において地域福祉を推進する行動計画ですが、地域福祉計画は主に公的福祉サービスの基盤に責任を持って地域福祉を全般的に推進するための行政計画です。

両計画は、相互に独自の役割を果たしながら、地域福祉推進にあたり連動し、補完し合うために整合性を保持することが必要です。

地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源状況

(共有)



民間相互の協働による計画



行政計画

地域福祉を推進している主な団体や民間事業者（行政機関及び社会福祉協議会を除く）

- 民生委員児童委員協議会 ○自治会 ○ボランティア・NPO
- 地域団体（老人クラブ・障害者福祉会・手をつなぐ育成会・母子寡婦福祉会）
- 福祉サービス事業所（高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉） ○共同募金会

第4節 計画の策定体制

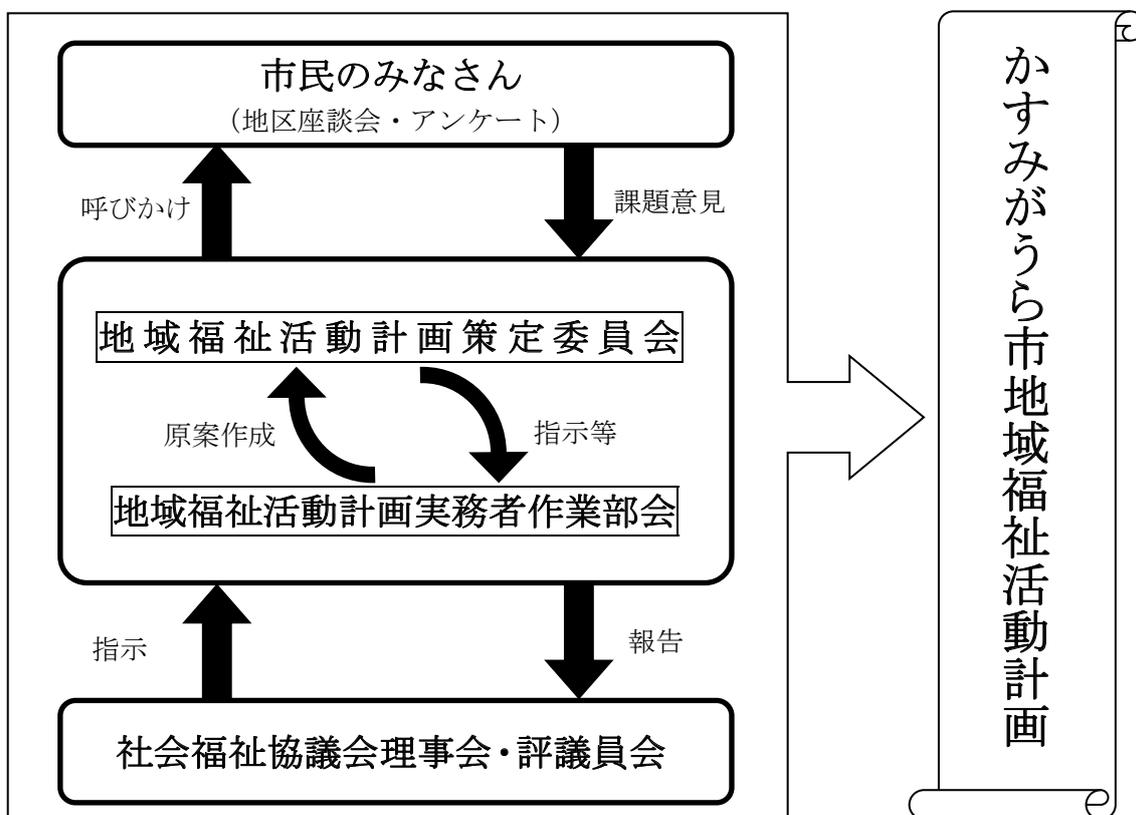
地域福祉活動計画は、かすみがうら市社会福祉協議会を事務局として、地域住民、福祉関係事業者・団体、行政、学識経験者等によるかすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会において立案をしました。

また、策定委員会と連携して地域福祉に係る諸問題に関する調査研究、資料作成を行うために、かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画実務者研究会を設置して、実施計画の調書作成や事業の体系についての協議を進めてきました。

そして、地域福祉活動計画の策定にあたっては、中学校区（千代田地区、下稲吉地区、霞ヶ浦地区）ごとに座談会を開催して、市民意識アンケート結果を活用し、地域福祉に係るそれぞれの地域についての課題や解決策、福祉に関する意識・考え方・日常生活での課題などの意見をいただきました。

さらに、社会福祉協議会が事務局を担っている各団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会）からは活動に対する現状・課題や今後の計画方針などの意見を聴取して、計画策定の基礎資料としました。

このような中で、地域福祉計画と整合性を図るとともに住民や福祉関係団体等のさまざまな意見を反映させることを念頭において、地域福祉活動計画を策定しました。



第2章

地域福祉をめぐる 現状と課題

第1節・第2節は、かすみがうら市地域福祉計画から引用しています。

第1節 市の地域特性

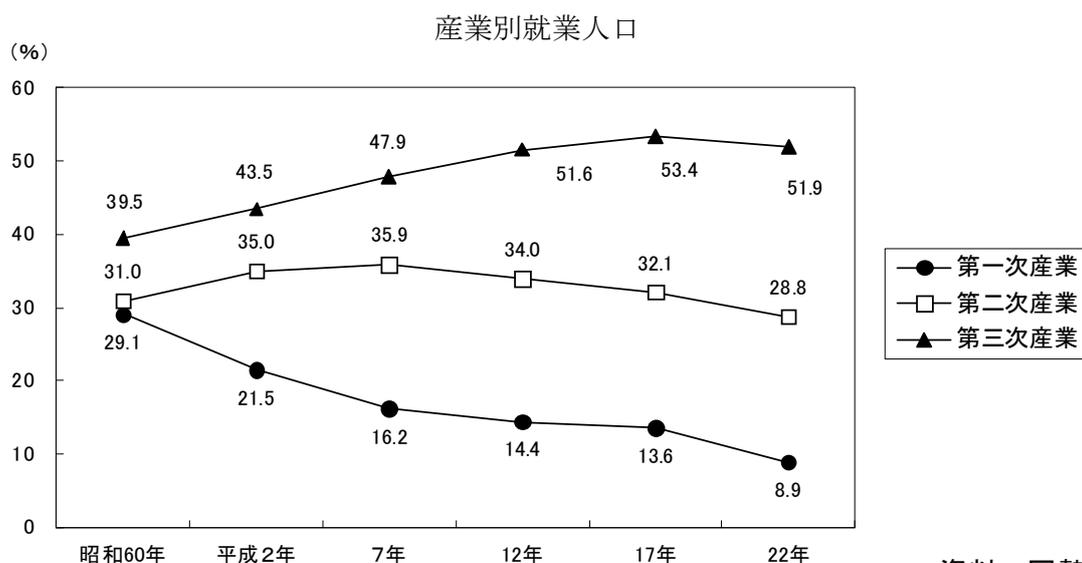
(1) 地理的特性

本市は、霞ヶ浦と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置する田園都市です。本市の大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有し、距離は南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、156.61km²（霞ヶ浦湖面を含む）となります。

台地には畑や平地林、低地には水田が広がり、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も行われています。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。

(2) 産業

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業などの農林水産業と、立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しています。産業別就業人口は、近年では第一次産業が減少し、第三次産業の割合が5割を超えています。



資料：国勢調査

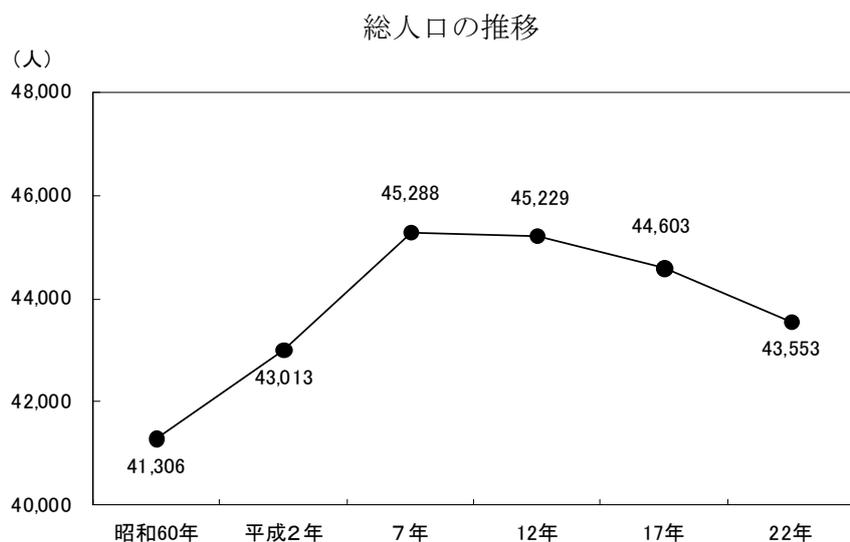
(3) 公共交通

幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有しています。また、市内の主要道路には公共交通のバス路線があり、それらを補完するかたちでデマンド型乗合タクシーが市内の各地域を巡回し、自宅と主な公共施設などを結んでいます。

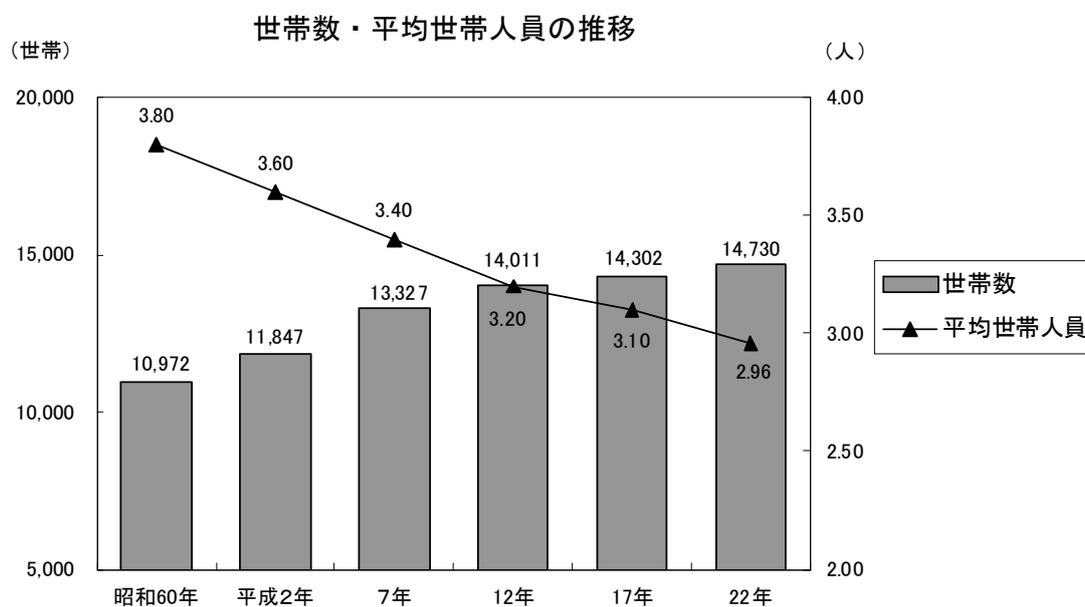
第2節 地域福祉に関連する指標

(1) 総人口・世帯数

国勢調査による本市の総人口は、平成7年以降は横ばいから減少傾向となっており、平成22年現在で43,553人となっています。また、世帯数は増加しているものの、平均世帯人員（1世帯あたりの人員）は減少しています。



資料：国勢調査

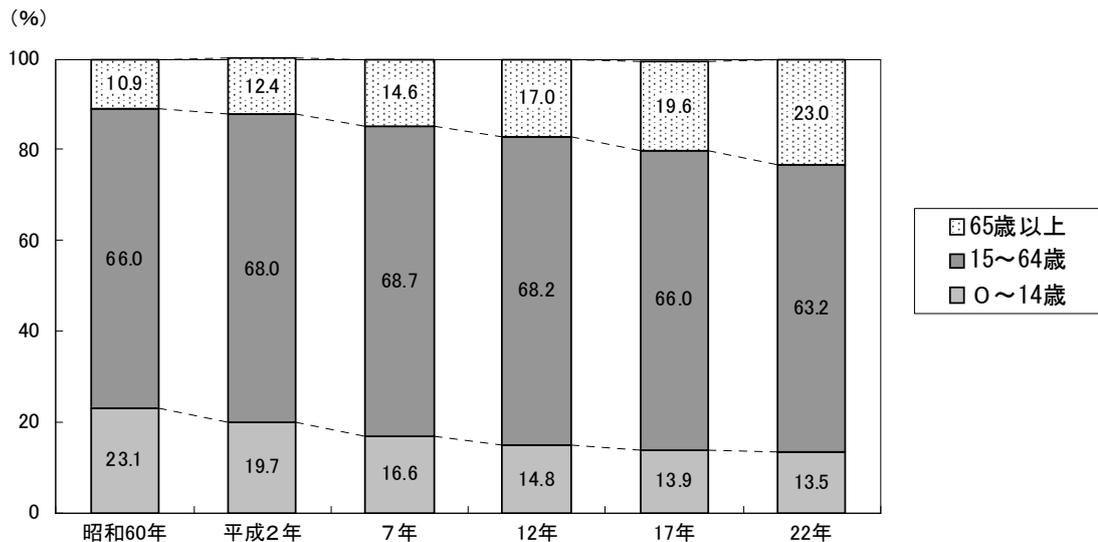


資料：国勢調査

(2) 人口構成

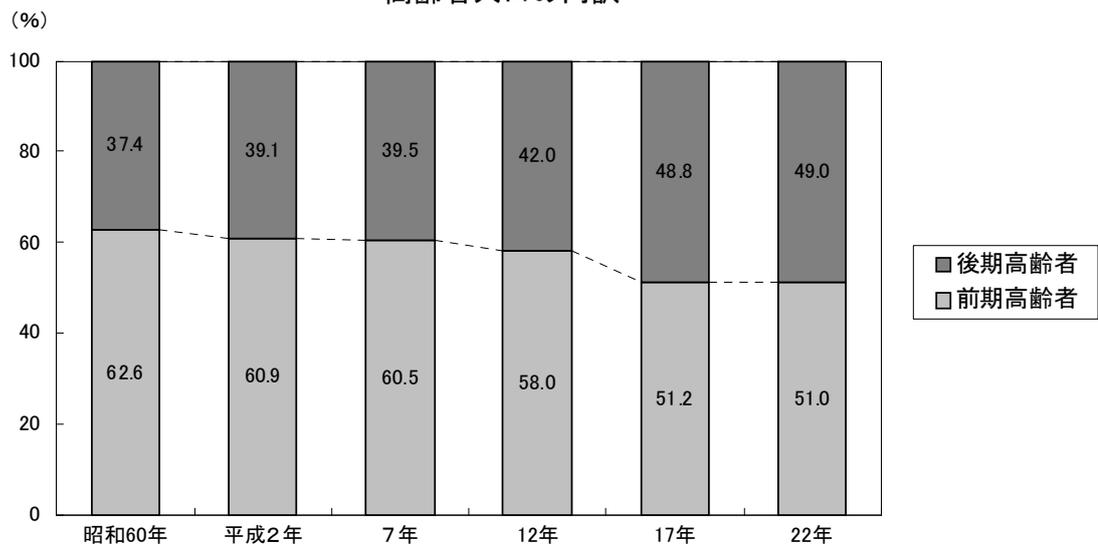
年齢3区分別の人口構成の推移をみると、0～14歳の年少人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加し、少子高齢社会の進行が明らかとなっています。また、高齢者人口についてみると、平成22年には前期高齢者（65歳以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）の割合がほぼ半々となっています。

年齢3区分別人口構成の推移



資料：国勢調査

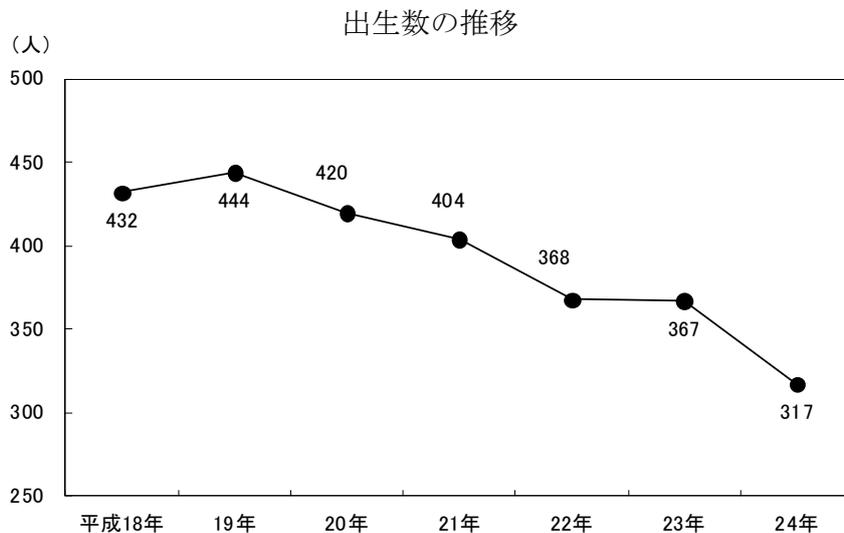
高齢者人口の内訳



資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

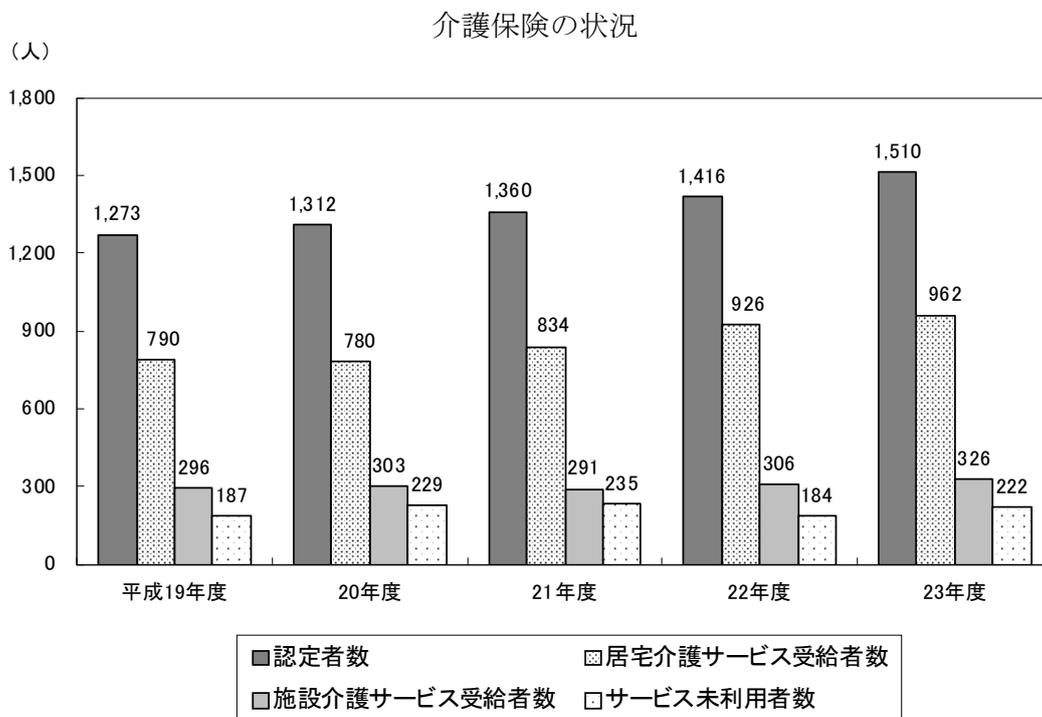
出生数は年々減少傾向にあり、平成24年は317人と過去最少となりました。



資料：常住人口調査

(4) 介護保険の状況

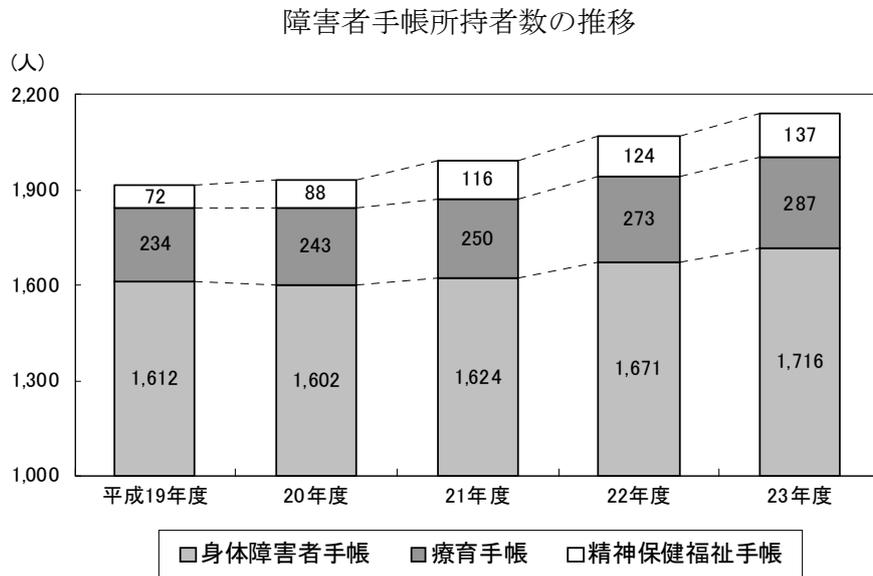
介護保険の認定者数は年々増加し、平成23年度は1,510人に達しています。それに比例し、居宅介護サービス受給者数は増加、施設介護サービス受給者数は微増の傾向にあります。



資料：長寿福祉課

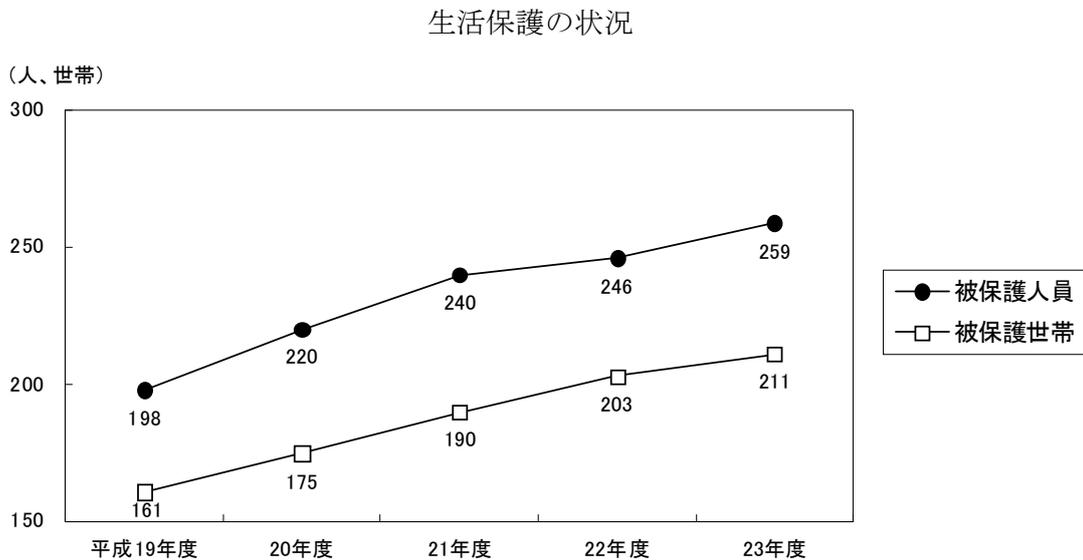
(5) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、3障がいとともに近年増加の傾向にあり、平成23年度は2,140人となっています。



(6) 生活保護の状況

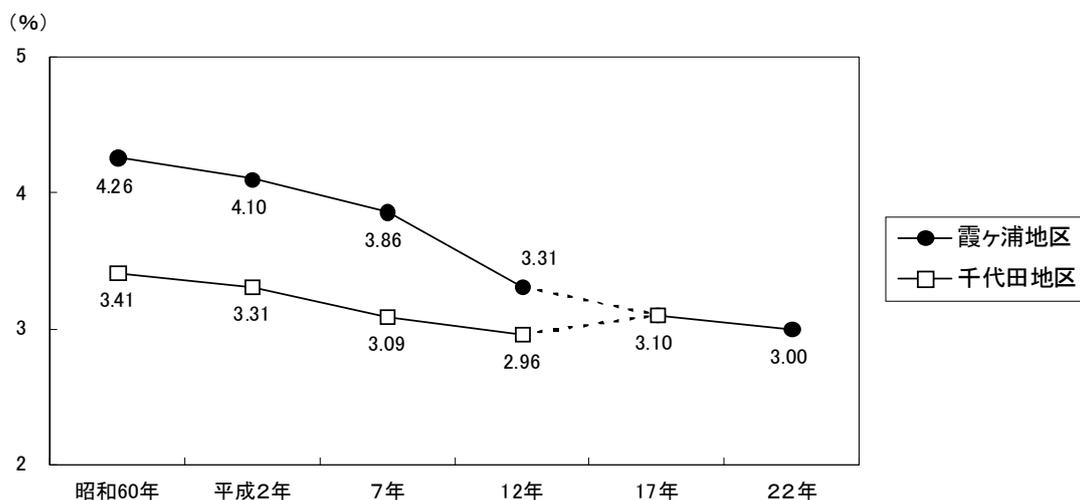
平成23年度における生活保護の被保護人員は259人、被保護世帯は211世帯で、4年連続の増加となっています。



(7) 地区別の状況

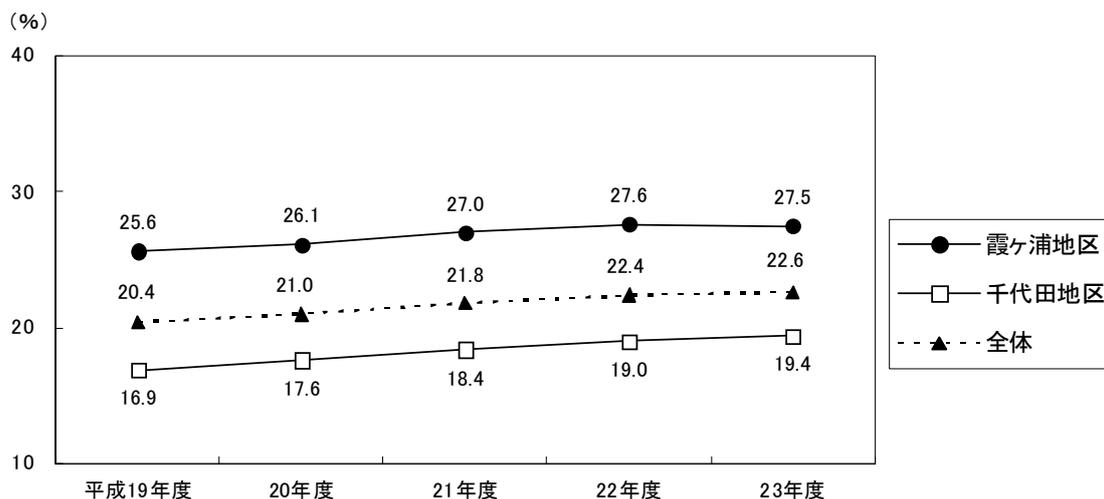
平均世帯人員と高齢化率について、地区別の状況をみると、霞ヶ浦地区と千代田地区で平均世帯人員の差は小さくなってきています。一方、高齢化率については、両地区間で8%程度の開きがあり、霞ヶ浦地区では高齢化が著しくなっています。

平均世帯人員の推移



資料：国勢調査
※平成17年以降は合併後の数値

高齢化率の推移



資料：長寿福祉課

第3節 地区社会福祉協議会活動の現状と課題

現状

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）組織については、千代田地区については、小学校区単位で地区社協が構成されている。一方、霞ヶ浦地区には、地区社協組織が存在していないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の組織の統一が図られていない状況にある。

合併後、満10年を迎えようとしている現在、地域福祉活動の中核的役割を担う地域住民に最も身近な社協である地区社協の枠組み組織について、福祉サービスの大きな柱の一つとなっている地域包括支援センターや地域ケアシステム推進事業など、高齢者対象区域（3,000～6,000人）との整合性を念頭に置いて、再構築に向けた考察検討をすることが求められている。

このような中、千代田地区については、小中学校の統廃合時期に合わせて地区社協の枠組み組織について、協議・検討を行うことが必要となっている。

霞ヶ浦地区については、地区公民館活動として、地域の活動が活発に行われていることもあり、合併後も地区社協の組織が構築されていないが、地区社協の役割が今後増々重要となってくることを踏まえ、地域福祉活動の要として、組織の創設を喫緊の課題として検討協議することが必要となっている。

また、福祉コミュニティ圏の構築の観点から、福祉に係る様々な事業、中でも地域包括支援センターや地域ケアシステム推進事業など、サービス提供対象の適正区域の課題や地域福祉と密接な関係にある公共施設（コミュニティセンター・地区公民館等）区域との整合性を図ることについても併せて検討することが望まれている。

課題

- (1) 千代田地区の組織の再構築及び霞ヶ浦地区の組織の整備が必要となっている。
- (2) 地区社協としての柱となる事業を踏まえた交流活動や配食サービスなど、既存事業の見直しが必要となっている。
 - ①配食サービスについては、独居高齢者世帯をはじめ、高齢者世帯など、支援を必要としている実態に即し、年齢層を引き下げる等の対象者の拡大対策が求められている。また、受益者負担の観点から原材料相当分の負担等について検討し、対象者拡大を図るための総合的な検討を行うことが求められている。
 - ②交流会の趣旨に沿って、高齢者間の交流をはじめ、世代間交流など、できる限り幅広い交流を図る等、事業内容の検証が必要となっている。
- (3) 事業の見直し及び弱者救済事業等、新規事業の企画立案に向けた対策が必要となっている。（事業の財源確保など、必要に応じた事業補助の要請の検討）
- (4) 地区社協活動のPRについて、地区長会との連携を密にし、より一層地域活動の活性化が図られるよう対策を講じることが求められている。

今後の方針

平成26年度～27年度

- ・社会・経済状況の環境の変化・現況及び地域福祉の課題を踏まえつつ、地区社会福祉協議会の柱となる事業・既存事業を見直すとともに、必要に応じた新規事業についても随時検討を行い積極的な事業の推進を図る。
- ・小中学校の統廃合の時期を踏まえ、地域包括支援センターや地域ケアシステム事業など、福祉サービスの提供を受ける対象（高齢者：3000～6000人）を念頭に福祉コミュニティ圏の構築の観点から、区域・組織の枠組みの再構築に向けて、検討を行う。

（千代田地区）

- ・地域福祉の中核となる地区社協の必要性について、地域の中心的役割を担っているメンバー（区長・民生委員児童委員・ボランティア・学識経験者）により組織の立ち上げに向けた協議検討を行う。

（霞ヶ浦地区）

平成28～29年度

- ・新たな区域・枠組みの再構築による組織の活動を開始する。
- ・各地区単位における情報の共有化・事業の活性化・充実を図るため、地区役員で構成する連絡協議会を創設のうえ、具体的活動内容を協議し、活動を開始する。

第4節 福祉団体の現状と課題

福祉団体の現状については、社会福祉協議会が事務局を担っている団体について意見・方針を聴取のうえ、記載しております。

社会福祉協議会は、各団体の実情・方針を踏まえ、必要に応じて側面的に支援していきます。

1. ボランティア連絡協議会

現状課題

- ①各サークルや団体の多くは、組織を立ち上げた当時のボランティアより事業を展開しており、新たな会員・後継者が育っていない状況にある。
- ②各団体の共通課題である会員の減少、後継者の育成等の対策や各ボランティア団体の会長で構成する連絡協議会の活動について、様々な視点から課題を整理し、活性化を図ることが必要となっているが、積極的な増強活動対策をはじめ、活動の活性化が図られていない状況にある。

今後の方針

ボランティア連絡協議会は、自己の自発的・主体的な意思によって、地域を明るく住みよいものにするための活動を通して、それぞれのボランティア活動を理解・共感し、会員相互の研修・交流・親睦を図ることを目的とする団体であることを基本として、今後とも事業の推進を図っていく。

- ①連絡協議会の研修会等（先進地の他市町村）を実施し、組織・活動の活性化・向上・連携を強化する。
- ②各サークルの活動を充実させ、サークル間の連携強化を図る。
- ③活動の中心となるリーダーの発掘、若い世代の加入促進を図り、活動の活性化を図る。
- ④ボランティア活動での福祉バスの有効利用による経費削減と自主活動の推進を図る。（福祉バス貸出条件の改正要望：市・社協職員添乗員条件）
- ⑤自主事業については、計画的に会員間の役割分担を行い、会員相互間で計画を立案し、主体的に実施していく。
- ⑥社協会員（賛助会員）への加入により社協との連携の強化を図る。

2. 老人クラブ連合会

現状・課題

- ①千代田地区・霞ヶ浦地区の活動運営の枠組みについては、合併後、来年度は、10年となるにもかかわらず、主な事業の一部は、依然として地区別の事業が展開されている状況にある。
- ②新規会員の加入が減少している中、抜本的な対策がなされないまま、会員数も漸減傾向に歯止めがかかっていない状況にある。
- ③連合会の事務局（社会福祉協議会）及び単位老人クラブの事務局（市・長寿福祉課）はそれぞれが対応しており、柱となる事業の企画立案活動について、事務局負担の比重バランス是正及び事業活動の自立促進並びに単位クラブ（行政）と連合会（社協）の事務局間との連携強化が必要となっている。

今後の方針

老人クラブ連合会は、地域を基礎とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域に根差した社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体であることを基本として、今後とも事業の推進を図っていく。

- ①会員の加入増強に向け、魅力ある会のPR等に努める。
【各地域へチラシ等の配布：問合せ・連絡先は会員宅（単位会長宅等）にする】
【名称の検討など 例：プラチナクラブ等】
- ②各単位クラブにおいて、区長及び地区社協との連携、区総会での呼びかけを積極的に行う。
- ③魅力ある活動の創造創設により、特に60代の加入促進を図る。
- ④中心となる事業を踏まえた部会の創設（文化部会・健康増進部会・交流部会）、単位クラブの自主活動の活性化を推進し、自立促進を図る。
- ⑤会員名簿の一本化（旧町ごとになっている）、事業の合理化を図り、経費削減と事業の活性化を図る。
 - ア）単位会長研修と役員研修を統合し、1つにする。
 - イ）千代田・霞ヶ浦地区別（2回）の交流研修を1回にまとめて実施し、全体研修の交流促進を図る。
- ⑥地区社協で実施する交流事業等の連携により、幅広い年齢層との交流の促進を図るとともに、会員増強に繋げる。
- ⑦柱となる事業の担当組織の創設、単位クラブの自主的に事業を推進するとともに、福祉バス利用の促進による経費削減に努める。
【福祉バスの利用：福祉バス貸出条件の改正要望：市・社協職員添乗員条件】
- ⑧社協会員（賛助会員）への加入による社協との連携強化を図る。

3. 手をつなぐ育成会

現状・課題

- ①新規会員の加入に向けて関係機関にパンフレットを置いてもらう等PR活動を積極的に行うことが必要となっている。(児童相談所、療育施設、保育園・幼稚園、行政機関等)
- ②障がい(児)者の障害程度によって、日常生活の支援から就労の課題等、様々な対応が必要となっており、特に、自立に向けた就労に結びつく訓練施設等の課題をはじめ、社会参加ができるようにするための対策が望まれている。また、日常生活や社会生活の支援活動をしているボランティア団体との交流・連携・協力が必要となっている。

今後の方針

手をつなぐ育成会は、知的障がい(児)者をもつ保護者が会員となり、会員相互が連携を図り、教育・福祉・就労などの研修や親睦を深める事業などを行い、福祉の充実を図ることを目的とする団体であることを基本として、今後とも事業の推進を図っていく。

- ①学生を含む、地域のボランティアとの交流促進により、社会生活支援の推進を図る。
- ②知的障がい(児)者が社会参加出来るように文化施設やスポーツ施設の情報提供をしていく。
- ③本人活動の強化と支援促進を図る。
【ナイスハートフェスティバル、県・全日本育成会主催の研修会等への参加：交通費の補助等による参加促進を図る】
- ④本市行政をはじめ、近隣市との連携・調整の強化を図る。
【各種福祉関連法の情報提供・障害者総合支援法に基づくサービスの利用 啓発、促進・相談支援事業の活用促進】
- ⑤新規会員の増強及び意欲あるリーダーの役員選出並びに会員の主体性・自立した活動の促進を図る。
- ⑥活動の柱となる事業の担当組織を創設し、活動の主体性と活動の活性化を図るとともに、自主的に事業を推進していけるよう年次計画を立てる。
- ⑦障がい児のいる家庭(ひよこ部会)における活動促進の手立てを模索し、子育て中における課題に応じた活動を推進する。
- ⑧社協会員(賛助会員)への加入により社協との連携強化を図る。

母子寡婦福祉会

現状・課題

- ①会員の高齢化と漸減傾向にあるが抜本的な対策をとっていない。
- ②会員の実態は、母子会員は存在しないことや、会の名称をはじめ、目的中の重要な柱の一つである児童の健全育成に関することについては、形骸化しているなど、会の存続の意味合いが希薄化している状況にある。

今後の方針

母子寡婦福祉会は、ひとり親家庭や寡婦の生活の向上を図るため、会員相互が協力して、明るく健康な家庭と社会環境をつくることを目的とする団体であることを基本として、今後とも事業の推進を図っていく。

- ①市と連携して案内文書（チラシ）を配布（児童扶養手当・児童手当の通知等に連動）や会員の呼びかけにより新規会員増強を図る。
- ②会員となって活動に加わることによるメリットなどについての説明を積極的に行い理解を深めるための対策を講じることにより若い世代の新規会員加入に努める。
- ③市の行事等への参加や子育て時期が必要な世代へ情報提供や子育て支援の事業を積極的に展開するようにしていく。
- ④相談や・世代間交流が出来るようにしていく。
- ⑤会員の主体的・自主的な活動ができる体制づくりに努めるとともに、柱となる事業の担当組織の創設、自主的活動の推進を図る。
- ⑥社協会員（賛助会員）への加入により社協との連携強化を図る。

第3章

計画の基本理念・基本目標

- 1 状況によって事業が改廃することがあります。また、補助事業等は見直す場合もあります。

第1節 計画のめざす思いやりのまちづくり

①基本理念

ともに生き みんなと住み続けたい 思いやりのまちづくり

地域の人々の支えあいにより、援助を必要とするかどうかにかかわらず、身近な地域の誰もがどのような境遇にあっても、楽しく幸せに暮らせるように、人間味のある温かい、笑顔あふれる ふれあい豊かな 地域づくりに努めます。

②基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本目標を定めます。

1. 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図りながら地域福祉を推進していくことが重要です。

また、地域住民の抱える福祉に関する様々な問題については、各種福祉サービスの提供体制を充実していくとともに、関係団体及び地域住民自らによる問題解決のための取組みを推進していくことが求められています。

特に支援を必要とする人への福祉サービスの充実を基礎に、住民参加による幅広い支援体制の構築をめざします。

2. 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

地域住民の生活課題は、保健・医療・福祉、その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせ、多様なサービスが連携を持って総合的に提供されることが求められています。

また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など福祉サービスへのニーズが高い人たちへの相談・指導體制の充実を図り、誰もが社会参加できる環境整備づくりをめざします。

3. 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体と規定されていることから、その負託に応えるべく財務基盤及び業務体制のさらなる強化発展をめざします。

第2節 事業の体系

3つの基本目標を達成するため、次のような体系に基づいて各種の事業を展開します

基本目標1. 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

| 実施計画 | 実施施策 | 具体的施策 |
|------------|-------------|--|
| 1. 地域福祉の充実 | 1. 地域福祉活動 | ①地区社協事業 ②福祉用具貸出事業 ③福祉車両貸出事業 ④盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業 ⑤ひきこもりサロン事業 ⑥地域ケアシステム推進事業 ⑦子どもヘルパー派遣事業 ⑧地域福祉センターやまゆり館指定管理運営事業 ⑨ふれあい・いきいきサロン |
| | 2. 障がい福祉 | ①在宅障がい児者交流会 |
| | 3. 子ども福祉 | ①母子父子福祉事業 ②おもちゃ図書館運営事業 ③子育て支援事業 |
| | 4. 高齢者福祉 | ①高齢者生きがい事業 ②食の自立支援事業 |
| | 5. ボランティア活動 | ①ボランティアセンター活動推進事業 ②福祉体験推進事業 ③災害ボランティアセンター運営のための連携強化 ④ボランティア連絡協議会との連携強化 ⑤エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業 |
| | 6. 援護対策 | ①歳末たすけあい配分事業 ②災害見舞金支給事業 ③小口貸付資金貸付事業 ④困窮者食糧支援事業 ⑤生活福祉資金貸付事業 |

基本目標 2. 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

| 実施計画 | 実施施策 | 具体的施策 |
|--------------|-------------|---|
| 2. 福祉サービスの充実 | 1. 在宅福祉サービス | ①日常生活自立支援事業 |
| | 2. 介護保険サービス | ①居宅介護支援事業 ②予防居宅介護支援事業 |
| | 3. 障害福祉サービス | ①地域活動支援センター事業 |
| | 4. 相談支援 | ①心配ごと相談事業 ②福祉なんでも相談会（ひきこもり、ニート等） ③子育て相談事業 |

基本目標 3. 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

| 実施計画 | 実施施策 | 具体的施策 |
|------------------|------------------------|--|
| 3. 財務・組織体制づくりの確立 | 1. 財務・組織体制の強化及び広報活動の推進 | ①社協会費（一般会員・特別会員・法人会員） ②共同募金・歳末たすけあい募金 ③市関係及び介護保険等の収入 ④広報啓発活動 ⑤研修等の充実による職員の資質向上 ⑥専門性の高い職員の育成 ⑦企画部門の充実 ⑧地区社協組織の充実 |

第4章 事業の展開

- 1 事業名欄の事業区分は、以下の4区分としています。
 - 自主事業：社協会費や共同募金・歳末たすけあい募金を財源とする事業
 - 受託事業：市等から委託を受けて行う事業
 - 補助事業：市等から補助を受けて行う事業
 - 指定管理者制度：市から施設の管理運営を任されている事業
- 2 状況によって事業が改廃することがあります。また、補助事業等は見直す場合もあります。

基本目標 1 人を育み支えあい ふれあいのあるまちづくり

【現状】

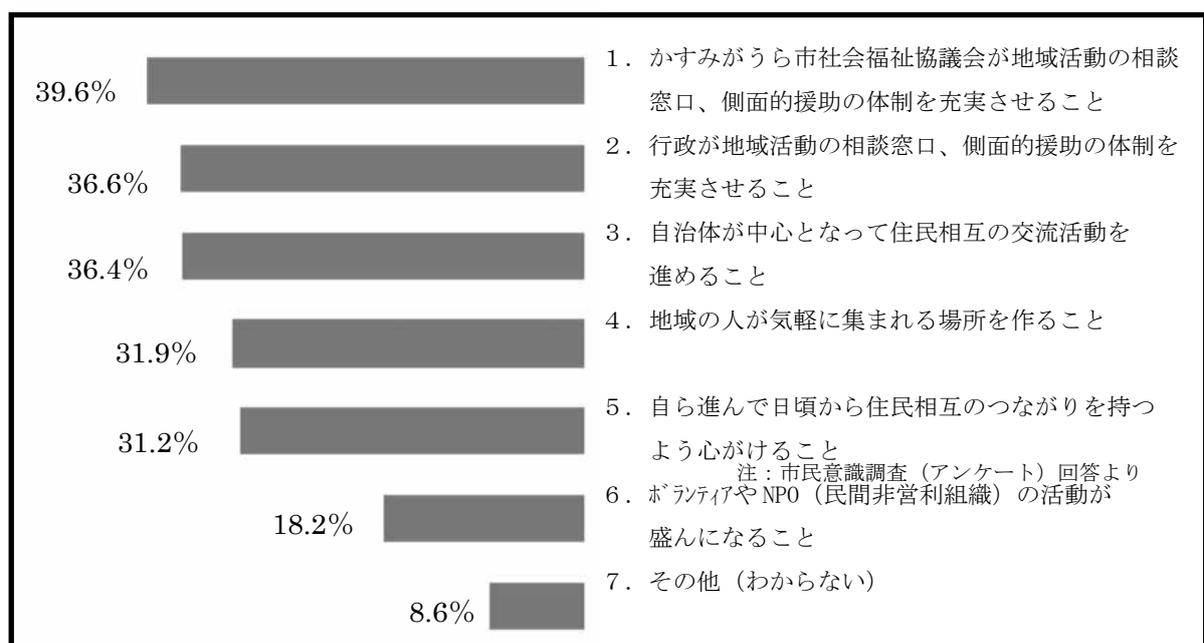
家族や地域での人と人とのつながりの希薄化が指摘されている中、多くの市民が困ったときに、お互いにたすけあい、支え合いながら、助けあうことができる相互扶助的なつきあい方を理想として、安心して生活できる地域をつくっていくことが必要であると考えています。

行政の地域福祉計画策定のための市民意識調査（アンケート）で、地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係に何が重要だとの間で、社協・行政が地域活動の相談窓口、援助の体制を充実させることが必要であるとの回答が多く占めていました。また、ボランティア活動についての間で「現在、参加している」「現在はしていないが、以前に参加したことがある」など 41.8%の人が参加意向を持っています。

どのようなボランティア活動に参加したいですかの問いに対して、高齢者に関する活動（36.2%）・子育てに関する活動（26.6%）など、人と人とのつながりや地域の宝である子どもたちへの関心が見られ、多様な地域活動、ボランティア活動等への意欲が示されております。

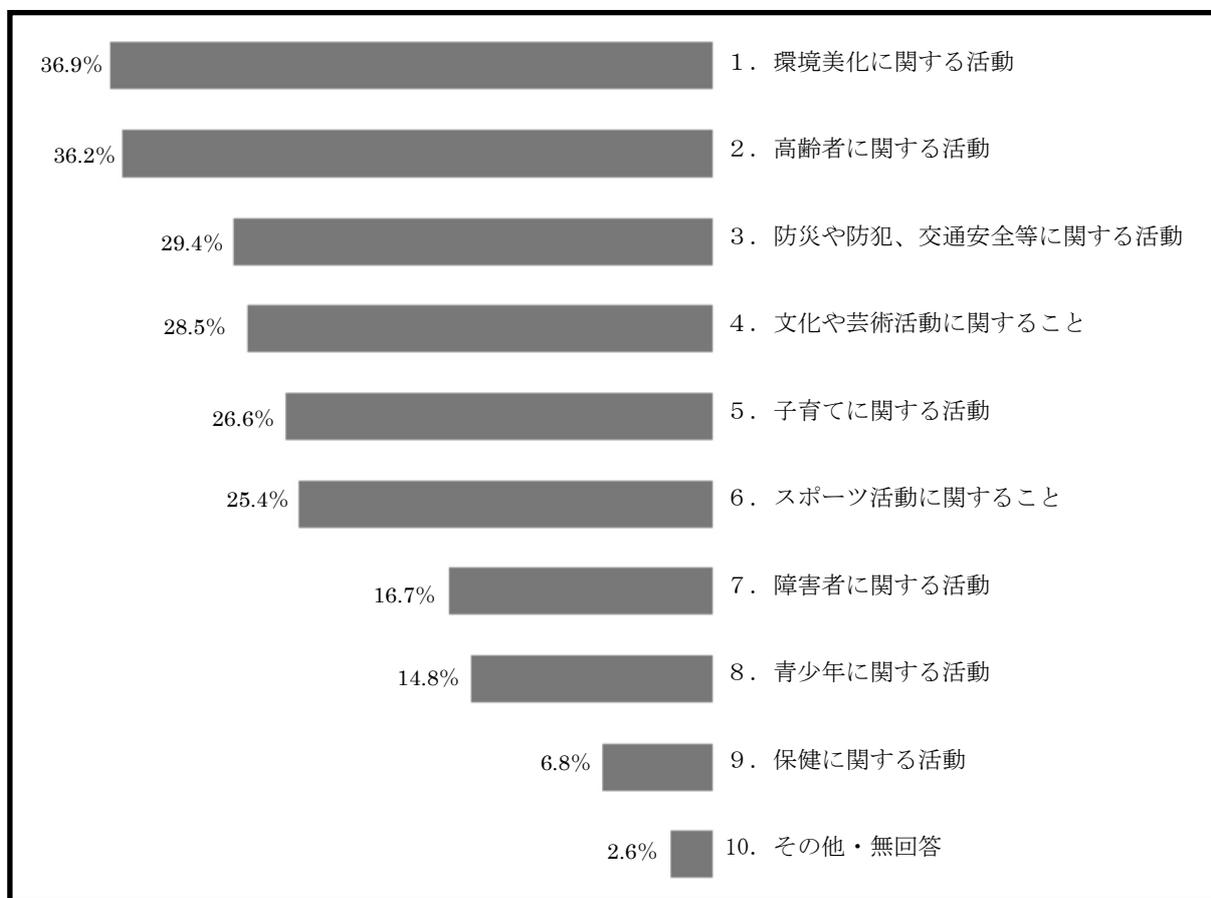
また、地域のための活動に環境美化（36.9%）、防災や防犯・交通安全等に関する活動（29.4%）や趣味などを通じて共通のコミュニケーションを図るなど文化や芸術活動（28.5%）・スポーツ活動（25.4%）に参加したいとの意見が見受けられます。

問 地域社会での生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係に何が重要だと思いますか。（回答複数選択）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。（回答複数選択）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

【課題】

地域のつながりが希薄になったことで起こる問題については、人と人とのつながりの輪を広げ、ふれあいと支えあいのネットワークづくりを地域の課題として取り組んでいくことが必要です。

今後、地域活動やボランティア活動等に参加意欲を示している市民の協力を基に積極的な地域福祉活動へ導くことが重要な課題となっています。

また、特に福祉サービスを必要とする要援護者に対しては、引き続き事業の充実を図るとともに、市民のたすけあい・支え合い活動を強化・拡充することが必要です。

1. 地域福祉の充実

【事業の実施計画方針】

現在、積極的に活動している住民はもとより、今後の活動への参加意欲のある個人を把握し、支援を必要とする人への福祉サービスや支援事業の充実を基礎に地域福祉活動の基盤づくりに取り組みます。

また、地域活動やボランティア活動・NPO活動を推進している地域団体に呼びかけ、連携して、地域住民同士のふれあいを深める事業や要援護者の福祉事業の充実を図ります。

【重点事業】

○地域のネットワークづくりの推進

町内会をはじめ関連する地域団体と連携協力して、「ふれあい・いきいきサロン」の設置により、地域のネットワークづくりを推進します。（地元公民館等の利用）

○地域ケアシステム事業の推進

地域ケアシステム推進事業（市委託事業）について、専門機関等との連携を強化し、複雑化・高度化する対象ケースに対し迅速に対応します。

○地区社協事業活動の強化

地域に密着した地区社協事業活動の強化により地域福祉活動の充実を図ります。

○生きがい対策事業の推進

高齢者対象の「高齢者いきがい事業」や「食の自立支援事業」、障がい（児）者をもつ家庭を対象とした「在宅障がい（児）者交流会」を通し、高齢者や障害のある人の生きがいや社会参加活動支援を促進します。

○福祉体験活動の推進

子どもを対象とした「福祉体験ワークキャンプ」や「子どもヘルパー派遣事業」を展開し、児童の福祉体験活動の充実を図ります。

○ボランティアセンターの推進

ボランティア活動をより身近に感じ、誰もが気軽に参加できるようボランティアセンター機能の充実を図ります。

○災害ボランティアセンターの推進

災害発生時の非常時に備え、災害ボランティアセンターの機能が円滑に運営できるように防災訓練の参加呼びかけや防災ボランティアの養成などを行うとともに地区長や民生委員児童委員、地域の団体等との連携強化や行政と情報共有をして設置の推進に努めます。

1. 地域福祉活動

「ふれあいいいききサロン」や「地域ケアシステム推進事業」をはじめ、地域での要援護者を支援する地域福祉活動を実施します。

| | | |
|--------|---|--------|
| 1-1-① | 地区社協事業 | (自主事業) |
| 【重点事業】 | <p>◆千代田地区・・・日帰り交流会、食事サービス（配食型） ・役員会（構成員：地区長、民生委員児童委員、ボランティア、学識経験者）</p> <p>◆霞ヶ浦地区・・・霞ヶ浦地区の70歳以上の方を対象として、日帰り交流会を実施。参加者の交流と親睦を図る。 募集方法はチラシの各戸配布を行う。 (地区社協の組織立ち上げまでの暫定措置事業)</p> | |
| 1-1-② | 福祉用具貸出事業 | (自主事業) |
| | ◆社協会員における障がい者、高齢者、福祉関係団体等へ貸出しすることにより、地域福祉及び福祉教育の向上並びに日常生活の便宜を図る。 | |
| 1-1-③ | 福祉車両貸出事業 | (自主事業) |
| | ◆社協会員における医療機関への通院及び各種事業参加のための貸出しにより、地域福祉向上を図る。 | |
| 1-1-④ | 盲導犬介助犬聴導犬飼育管理補助事業 | (自主事業) |
| | ◆盲導犬等を飼育使用しているユーザーに対し、社会活動の参加促進を図るため、飼育管理に要する費用の一部を補助する。 | |
| 1-1-⑤ | ひきこもりサロン事業（フリースペース フラット） | (自主事業) |
| | ◆ひきこもり・ニート・不登校などで悩みを抱えた方が家庭や学校以外で安心して参加できる居場所・集いの場を設置することにより当事者・家族を支援する。 | |
| 1-1-⑥ | 地域ケアシステム推進事業 | (受託事業) |
| 【重点事業】 | ◆保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら、誰もが安心して暮らすことの出来るまちづくりを目指し、要援護者に対して各種サービスを提供・支援する。 | |
| 1-1-⑦ | 子どもヘルパー派遣事業 | (受託事業) |
| | ◆小学生の児童をかすみがうら市子どもヘルパーに任命し、高齢者や障がい者を理解する活動を行うことにより、児童と高齢者との世代間交流を通して高齢者を地域みんなで支え合うための地域の絆づくりを推進する。 | |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 1-1-⑧ | 地域福祉センターやまゆり館管理運営 | (指定管理者制度) |
| 【H22～H26】 | ◆子どもから高齢者、障がい者までの幅広い世代の社会参加と生きがいづくりの促進を図るための施設の管理運営を行う。 | |

| | | |
|--------|--|---------|
| 1-1-⑨ | ふれあい・いきいき サロン | (県補助事業) |
| 【重点事業】 | ◆高齢者の閉じこもり防止と近隣の人々とのふれあいを目的とした、誰でも参加できる地域の「たまり場」的な存在で、自宅から歩いていける場所に気軽に集う取り組みを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げられるように活動推進を図る。 | |

2. 障がい福祉

障がいのある人の社会参加を促進する事業を実施します。

| | | |
|--------|--|--------|
| 1-2-① | 在宅障がい児者交流会 | (自主事業) |
| 【重点事業】 | ◆市内の在宅障がい児・者交流会等を通して、生きがいや社会参加活動を促進する。 | |

3. 子ども福祉

子ども同士の交流や親子のふれあい活動を促進する事業を実施します。

| | | |
|-------|--|--------|
| 1-3-① | 母子父子福祉事業 | (自主事業) |
| | ◆ 新入学児童祝い品贈呈事業 (県母連と共同) 母子父子家庭に対して、小学校へ入学する児童への祝い品を贈呈する。 | |

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-3-② | おもちゃ図書館運営事業 | (自主事業) |
| | ◆障がい児・健常児がともに遊びを通して交流し、育ちあう場を提供する。 また、障がい児の発達支援と未就学児の子育て支援及び親の交流や情報交換の場を提供することで共に生きる地域づくりを目指す。 | |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 1-3-③ | 子育て支援事業 | (指定管理者制度) |
| 【H22～H26】 | ◆ 子育てサロン 親と子が集まり、子育ての不安や負担感、孤独感を解消し、育児の様々な気づきが期待できるような機会を提供する。 | |
| | ◆ 0歳児事業 (ベビーマッサージ) 赤ちゃん体操を行い、親子のスキンシップを図り、育児の様々な気づきが出来る機会を与える。 | |
| | ◆ みんなであそぼう会 親と子が集まり、子育ての不安や負担感、孤独感を解消し、育児の様々な気づきが期待できるような機会を提供する。 | |

4. 高齢者福祉

高齢者の心身の健康づくり・生きがいづくりを支援する事業を実施するとともに、一人暮らし高齢者の健康や安否確認を図る事業を実施します。

| 1-4-① | 高齢者生きがい事業 | (受託事業・補助事業) |
|--------|---|-------------|
| 【重点事業】 | ◆わくわくスポーツ大会事業 スポーツを通じて、高齢者の健康づくりや仲間づくりの推進を図る。 かすみがうら市予選会を実施後、上位入賞者及び上位チームは県大会へ出場する。(受託事業) ◆老人クラブ連合会 老人クラブの基本活動としての「健康・友愛・奉仕」の三大運動を積極的に実施。また、各種事業を通じて会員相互の親睦と交流を図り、健康増進に努める。(補助事業) | |

| 1-4-② | 食の自立支援事業 | (受託事業) |
|--------|---|--------|
| 【重点事業】 | ◆市からの一部受託事業。 在宅の一人暮らし高齢者等(満65歳以上の一人暮らしの者。満65歳以上のみの世帯に属する者)が対象。食生活の改善と健康増進を図る。(毎月第1、2、4の土曜日に霞ヶ浦地区で実施) | |

5. ボランティア活動

各種ボランティア養成講座を開催するとともに、情報発信やボランティア交流事業を実施し、ボランティア活動をより身近に感じ、誰もが気軽に参加できるようボランティアセンター機能の充実を図ります。

| 1-5-① | ボランティアセンター活動推進事業 | (自主事業) |
|-------|---|--------|
| | ◆ボランティア活動の相談・斡旋・紹介を実施するとともに、ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を図る。 | |

| 1-5-② | 福祉体験推進事業 | (自主事業) |
|--------|--|--------|
| 【重点事業】 | ◆ワークキャンプ 児童・生徒が体験を通じて、社会福祉やボランティアについての理解を深める。 ◆福祉体験教育指導 市内の小中学校で、福祉体験指導を実施する。 | |

| 1-5-③ | 災害ボランティアセンター運営のための連携強化 | (自主事業) |
|--------|---|--------|
| 【重点事業】 | ◆災害発生の非常時に備え、災害ボランティアセンターの機能が円滑に運営できるように防災訓練の参加呼びかけや防災ボランティアの養成などを行うとともに地区長や民生委員児童委員、地域の団体等との連携強化や行政と情報共有をして設置の推進に努める。 | |

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-5-④ | ボランティア連絡協議会との連携強化 | (自主事業) |
| | <p>◆ボランティア連絡協議会 ボランティア活動の充実、会員相互の研修・交流・親睦を図る。</p> | |

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-5-⑤ | エコキャップ回収事業・入れ歯回収事業 | (自主事業) |
| | <p>◆ペットボトルのキャップ収集を行い、キャップをゴミとして焼却処分するのではなく、再資源化を促進することで、焼却処分に伴うCO2(二酸化炭素)の発生を抑制し「地球環境を改善する」「環境意識やリサイクル意識を高めること」を目的に実施。また、キャップの再資源化で得た売却益で「世界の子どもたちにワクチンを寄贈し救済する」などに寄与することを目的に実施している。</p> <p>◆入れ歯に含まれている貴金属(金・銀・パラジウム等)をリサイクルすることにより、資源として生まれ変わり、その益金をユニセフを通じて世界の子ども達へ支援を行う。</p> | |

6. 援護対策

被災者へのお見舞い、低所得者への貸付事業や「歳末たすけあい配分事業」の充実を図り、要援護者への支援を行います。

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-6-① | 歳末たすけあい配分事業 | (自主事業) |
| | <p>【重点事業】 ◆在宅で、支援を必要とする世帯の援護金配布の実施。 ◆在宅障がい児・者の集いを開催して、親睦や交流を図る。</p> | |

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-6-② | 災害見舞金支給事業 | (自主事業) |
| | <p>◆地域住民の災害(火災及び風水害等)に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。</p> | |

| | | |
|-------|---|--------|
| 1-6-③ | 小口貸付資金貸付事業 | (自主事業) |
| | <p>◆緊急時に経済的な援助を必要とする方々に対し、福祉資金を貸付することによって自立更生を図る。</p> | |

| | | |
|-------|--------------------------------|--------|
| 1-6-④ | 困窮者食糧支援事業 | (自主事業) |
| | <p>◆生活困窮者に対して、一時的な食糧支援を行う。</p> | |

| | | |
|-------|--|--------|
| 1-6-⑤ | 生活福祉資金貸付事業 | (受託事業) |
| | <p>◆低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度。</p> | |

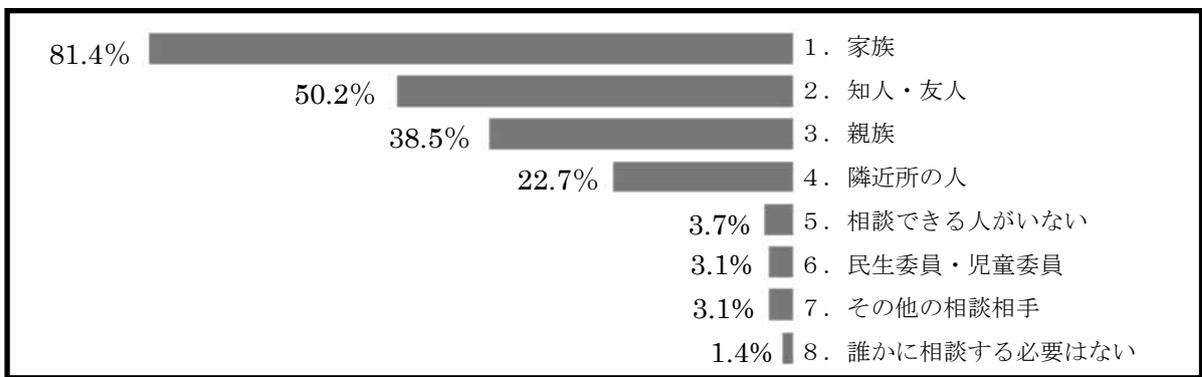
基本目標 2 生活圏に密着したサービス・支援体制づくり

【現状】

地域の中で、自分に合った適切な福祉サービスを受けながら、安心して生活できる環境や日常生活において発生する福祉各分野をはじめ、様々な問題や課題について、身近なところで気軽に相談できる体制を構築することが求められています。

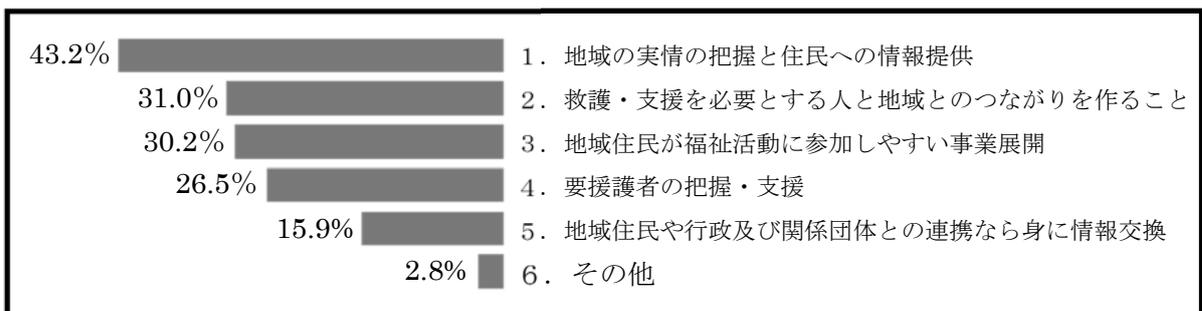
また、市民の福祉課題・生活課題に対する情報提供や地域住民が福祉活動に参加しやすい環境を整備のうえ、事業を展開することが期待されている。

問 地域で困ったとき、だれに相談しますか。(〇は3つまで)



注：市民意識調査（アンケート）回答より

問 かすみがうら市社会福祉協議会にどのような役割を期待しますか。(〇は3つまで)



注：市民意識調査（アンケート）回答より

【課題】

福祉サービスを必要とする要援護者は、身近な地域での公的サービスの基盤整備を核として、ボランティア活動等によるインフォーマルサービスとの連携による支援体制の構築が求められており、福祉コミュニティ圏の構築とフォーマルサービス、インフォーマルサービスの連携による地域包括、ケア体制の構築をすることが課題となっている。

また、サービス・支援体制の要ともいえるべき情報提供及び相談支援業務は、多くの市民が期待する重要な課題です。

2. 福祉サービスの充実

【事業の実施計画方針】

介護保険制度や障害福祉制度による公的福祉サービスについては、民間事業者の基盤整備が進展してきたことから、事業の見直しを計画的に実施し、将来の福祉コミュニティ圏の構築を念頭に業務体制の再構築を行うとともに、相談事業をはじめ、日常生活自立支援事業や地域活動支援センター事業などを中心に推進充実を図ります。

【重点事業】

○業務体制の再構築及び効率化

地域ケアシステム推進事業（市委託事業）に加えて包括支援センター（市）、在宅介護支援センター事業（市からの特別養護老人ホームへの委託事業）との役割分担、連携を踏まえつつ、業務体制の再構築による業務の効率化を図り、専門機関等との連携を強化し、複雑化・高度化する対象ケースに対し迅速に対応します。

○在宅福祉サービスの推進

「日常生活自立支援事業」等のサービスを強化し、在宅福祉サービスの充実を図ります。

○介護保険サービスの推進

「居宅介護支援事業」や「予防居宅介護支援事業」・「要介護認定調査事業」の強化により介護保険サービスの充実を図ります。

○障害者総合支援

「地域生活支援事業（市委託事業）」の強化により、障がい者の自立促進を図ります。

○総合相談機能の強化

身近な心配ごと「相談事業」や主にひきこもり・ニート・障がい者・虐待等を対象とした「福祉なんでも相談事業」・「子育て相談事業」等により総合相談機能の強化充実を努めるとともに、地域の各相談支援機関と連携し、地域の専門機関へ円滑につなげるよう努めます。

1. 在宅福祉サービス

市民参加による在宅福祉サービスの事業を実施します。

| | | |
|--------|---|--------|
| 2-1-① | 日常生活自立支援事業 | (受託事業) |
| 【重点事業】 | ◆認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき福祉サービスの援助（金銭管理等）を行う。 | |

2. 介護保険サービス

介護保険制度による在宅福祉サービスの事業を実施します。

| | | |
|-------|--|--------|
| 2-2-① | 居宅介護支援事業 | (自主事業) |
| | ◆在宅において要介護認定を受けた方が、その人らしい生活を続けていけるよう介護の知識を持った介護支援専門員がケアプランを作成し、サービス事業所との連絡調整を行う。 | |

| | | |
|-------|--|--------|
| 2-2-② | 予防居宅介護支援事業 | (自主事業) |
| | ◆在宅において要支援認定を受けた人が、その人らしい生活を続けていけるよう依頼を受けた包括支援センターと連携し介護の知識を持った介護支援専門員がケアプランを作成し、サービス事業所との連絡調整を行う。 | |

| | | |
|-------|--|--------|
| 2-2-② | 要介護認定調査事業 | (受託事業) |
| | ◆かすみがうら市、他市町村から委託を受け、介護支援専門員が対象者宅を訪問し、要介護認定の調査を行う。 | |

3. 障害福祉サービス

障害福祉サービスの事業を実施します。

| | | |
|--------|--|--------|
| 2-3-① | 地域活動支援センター事業 | (受託事業) |
| 【重点事業】 | ◆創作的・生活活動の機会を提供するとともに社会交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする事業を行う。 | |

4. 相談支援相談

業務を有機的に連携させ、社会福祉協議会を福祉の総合窓口として確立させます

| | | |
|--------|---|--------|
| 2-4-① | 心配ごと相談事業 | (自主事業) |
| 【重点事業】 | ◆相談員が、様々な心配ごとや悩みを抱える相談者に対し、総合的な相談に応じるとともに適切なアドバイスを相談者に対し、適切なアドバイスを行うことにより、安心して日常生活を営めるよう事業の推進を図る。 | |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 2-4-② | 福祉なんでも相談会（ひきこもり、ニート等） | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆ひきこもりやニート等を対象として、精神保健福祉士・社会福祉士などの資格を持つボランティアの協力により相談事業を実施し、社会参加及び自立促進を図る。（ひきこもり個別相談会の継続事業） | |
| 2-4-③ | 子育て相談事業 | （指定管理者制度） |
| 【H22～H26】 | ◆かすみがうら市子育て支援センター事業実施要綱に基づく、子育ての親をサポートするため子育ての不安等を共有し、気軽に相談できる事業の推進を図る。 | |

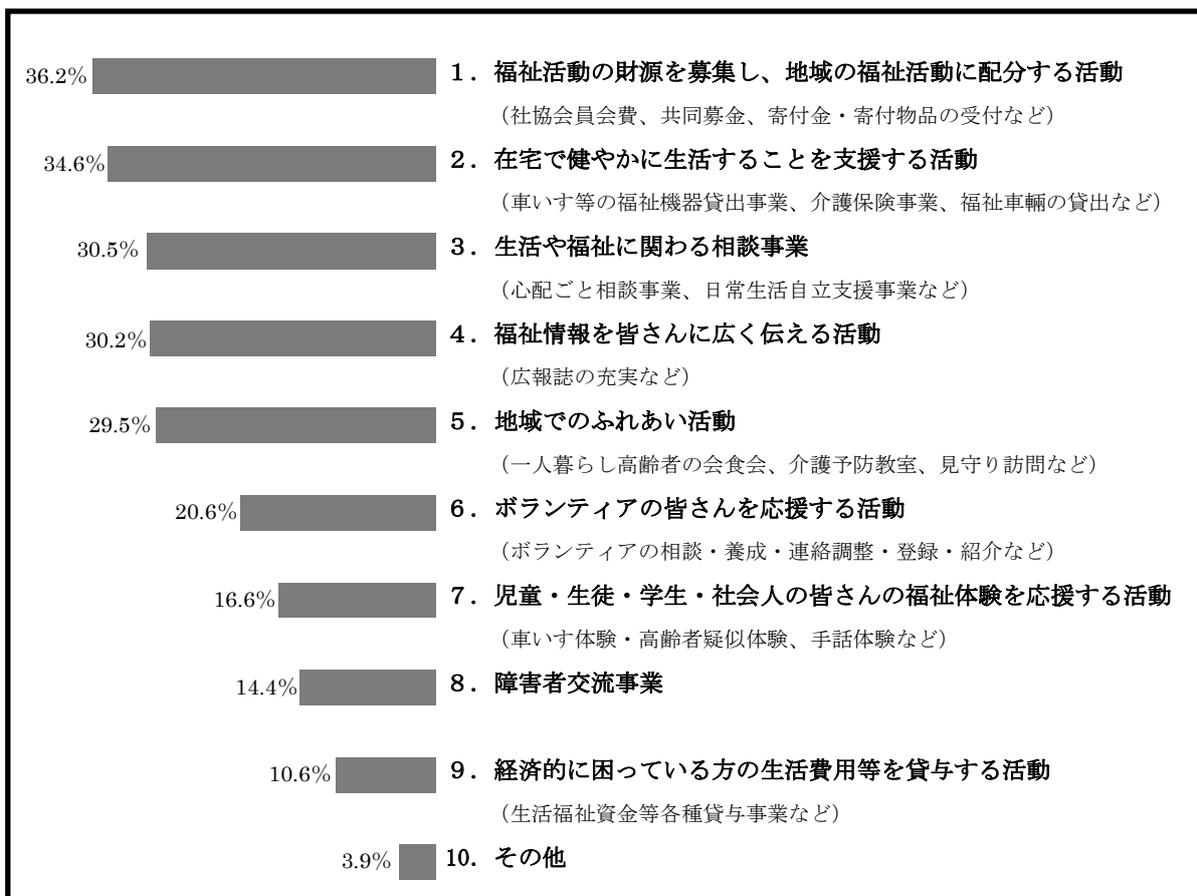
基本目標 3 社会福祉協議会発展強化のための基盤づくり

【現状】

社協の事業活動をはじめ地域福祉に関わる事業を推進するために、社協自体の財務活動、事務局体制の強化、広報啓発事業を実施していますが、市民意識調査では、「名前も活動内容もよく知っている」という社協の認知度は 10.2%で、広範な市民に活動内容を含めて十分周知されているとは言えない現状にあります。こうした現状が社協会費の募集や共同募金活動にも少なからず影響していると考えられます。

今後、社協が積極的に取り組むべき活動として、「在宅で健やかに生活することを支援する活動」「生活や福祉に関わる相談事業」「地域でのふれあい活動」や「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」など身近な存在にある社協が重要であるとの結果が出ております。

問 かすみがうら市社会福祉協議会は、今後どのような活動に重点を置いて活動を進めるべきだと思いますか。（〇は3つまで）



注：市民意識調査（アンケート）回答より

【課題】

社協の地域福祉活動に対する市民の期待に対応できるように、引き続き財源基盤の整備、事務局体制の強化、広報啓発活動の充実を図ることが必要です。特に、社協認知度の向上を図るとともに、住民の身近な地域における地区社協において、地区役員等の協力を得るなど、事業の充実に向けた体制の強化が必要です。

3. 財務・組織体制づくりの確立

【事業の実施計画方針】

社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる社協は、公共性・公益性の高い民間社会福祉団体と規定されています。その負託に応えるべく財務基盤の強化策の一環として、社協会費の確保及び共同募金の振興を図るとともに、事務局研修等を充実し、組織体制の強化を図ります。

また、地区社協活動については、住民やボランティア、関係機関等との協力を得て、さらなる強化を図るとともに、住民主体で地域福祉活動を推進できる仕組みを構築するとともに社協の認知度の向上並びに市民の理解と協力が得られるよう、社協だよりやホームページ等により「広報啓発活動」の強化を図ります。

【重点事業】

○地域福祉活動の財源確保

町内会をはじめ、各地域団体・法人等と連携して、社協会費及び共同募金等の協力者の増加に向けた広報啓発事業を強化し、地域福祉推進財源の確保に努めます。地区未加入の世帯に対する協力の強化を図ります。

○業務評価システムの構築

事務局の管理・企画・業務の体制整備及び事務事業の効率的な執行をめざして、毎年度事業評価を定期的に行うよう業務評価システムの構築を図ります。

○地区社協組織の充実

霞ヶ浦地区社協の創設及び地区社協の再編並びに活動事業の見直しにより、地域福祉ニーズに応えるための事業の推進を図ります。

○社協職員の資質向上及び専門職員の育成

社協職員の資質の向上及び福祉専門職員としての自覚と責任の認識を高め研鑽に努めます。

○広報啓発活動の充実強化

親しみやすくわかりやすい社協をめざし、広報啓発活動に努めます。

1. 財務・組織体制の強化及び広報啓発活動の推進

財務基盤及び組織体制の強化・充実を図るとともに、親しみやすく分かりやすい社協をめざし、広報啓発活動の推進に努めます。

| | | |
|--------|---|--------|
| 3-1-① | 社協会費（一般会費・特別会費・法人会費） | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆各種事業の財源の確保のため、各世帯及び会社・事業所等へ加入依頼を行う。 | |
| 3-1-② | 共同募金・歳末たすけあい募金 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆事業の財源確保のため、地域住民をはじめ各関係機関へ募金運動を展開する。 | |
| 3-1-③ | 市関係及び介護保険等の収入（市補助金・市受託金・市指定管理料・介護保険料） | |
| 【重点事業】 | ◆社協本来の円滑な事業運営が出来るよう、安定した財源確保に努める。 | |
| 3-1-④ | 広報啓発活動 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆社協の活動内容や事業情報等を社協だより及びホームページ等を通じて地域住民への周知啓発の徹底を図る。 | |
| 3-1-⑤ | 研修等の充実による職員の資質向上 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆職員研修及び評価システムの導入並びに意識改革により職員の資質向上を図る。 | |
| 3-1-⑥ | 専門性の高い職員の育成 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆専門性の高い職員を育成し、福祉ニーズに的確に対応出来る体制の充実を図る。 | |
| 3-1-⑦ | 企画部門の充実 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆事業進捗状況の確認、事業評価並びに事業の見直し、及び新規事業の企画立案等を行う企画部門の充実を図る。 | |
| 3-1-⑧ | 地区社協組織の充実 | （自主事業） |
| 【重点事業】 | ◆千代田地区は小学校区単位で地区社協が組織され、役員は、区長・民生委員児童委員・ボランティア・学識経験者で構成し、事業を展開しているが、霞ヶ浦地区には、地区社協組織が存在していないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の組織の統一が図られていない状況にある。 地域住民に最も身近な地域福祉の中核的役割を担う地区社協の組織の統一と再構築を念頭に、霞ヶ浦地区の地区社協の創設及び市域全体を中学校区単位（3地区）での地区社協設置を目指すものとする。 | |

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進体制は次の通りとします。

① かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会

かすみがうら市社会福祉協議会が呼びかけ、住民代表、福祉事業者、福祉サービス利用当事者、行政、学識経験者等によりかすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会を設置して、本計画の進捗状況の評価及び計画推進に必要な事項の審議を行い、関係機関等への意見・提言を行います。

② かすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会

かすみがうら市社会福祉協議会内に、地域福祉関連担当及び地区代表等によるかすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会を設置して、本計画の進捗状況に関する調査・研究を行い、かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会に必要な資料提供及び報告を行います。

③ 計画推進事務局

かすみがうら市社会福祉協議会内に事務局を置き、総務係が担当します。

2 計画の評価

本計画の事業進捗状況の管理及び計画の評価は次の通り行います。

① 事業進捗状況の管理

数値項目の目標達成状況の評価指標として、年1回程度、事業担当が進捗状況の管理・評価を行います。数値項目未設置の事業は、計画期間途中で、適宜、設定に努めます。

② 計画の評価

かすみがうら市地域福祉活動計画推進研究会が毎年評価を行い、翌年には、かすみがうら市地域福祉活動計画推進委員会が計画全体の評価を行います。

評価指標は、事業担当の進捗状況の管理・評価、市民アンケート結果等を主要な指標とします。

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 第 1 次計画 | 推進研究会 | 推進研究会 | 推進研究会 | 推進研究会 |
| | — | 推進委員会 | 推進委員会 | 推進委員会 |
| 第 2 次計画 | — | — | 策定委員会 | 策定委員会 |

資料

I. 社会福祉 法かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 かすみがうら市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の立案作業に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 市議会の議員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 関係福祉施設の代表者
- (6) 関係福祉団体の代表者
- (7) 学校行政機関の職員
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者の他、会長が特に必要と認める者。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の立案が完了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

Ⅱ. かすみがうら市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 | 区 分 | 備 考 |
|----|---------|---------------------|------------------|------|
| 1 | 山 本 哲 也 | つくば国際大学准教授 | 学識経験者 | 委員長 |
| 2 | 川 島 房 宣 | 土浦市医師会会長 | 〃 | |
| 3 | 井 坂 勝 美 | 市区長会会長 | 地域住民の 代表者 | 副委員長 |
| 4 | 加 固 豊 治 | 市議会文教厚生委員会委員長 | 市議会の議員 | |
| 5 | 久保田 敏 雄 | 千代田地区民生委員児童委員協議会会長 | 民生委員 児童委員 | |
| 6 | 飯 島 偉 市 | 霞ヶ浦地区民生委員児童委員協議会会長 | 〃 | |
| 7 | 伊 藤 禎 子 | 社会福祉法人川惣会 しらうめ荘施設長 | 関係福祉施設 の代表者 | |
| 8 | 仲 澤 朋 子 | 社会福祉法人聖朋会 サンシャインつくば | 〃 | |
| 9 | 渡 邊 祥 子 | 特定非営利活動法人 メロディハウス代表 | 〃 | |
| 10 | 鈴 木 和 夫 | 市老人クラブ会長 | 関係福祉団体 の代表者 | |
| 11 | 塩 田 栄 | 市障害者福祉会副会長 | 〃 | |
| 12 | 高 崎 正 | 市ボランティア連絡協議会会長 | 〃 | |
| 13 | 立 川 英 昭 | 市教育委員会指導主事 | 学校行政機関 の職員 | |
| 14 | 齋 藤 正 通 | 市社会福祉課長 | 関係行政機関 の職員 | |
| 15 | 山 口 雅 之 | 市長寿福祉課長 | 〃 | |
| 16 | 金 子 治 虫 | 市子ども福祉課長 | 〃 | |
| 17 | 久保庭 則 夫 | 市健康増進課長 | 〃 | |
| 18 | 橋 川 恒 聡 | 茨城県社会福祉協議会 | 会長が特に 必要と認める者 | |

Ⅲ. 社会福祉 法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画実務者作業部会設置要綱

(設置)

第1条 かすみがうら市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）に係る諸問題に関し調査及び研究をするため、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地域福祉活動計画実務者作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 地域福祉ニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 地域福祉施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項。

(組織)

第3条 作業部会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には常務理事又は事務局長を、副委員長には事務局次長をもって充てる。
- 3 委員は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会の各業務の班長をもって充てる。

(会議)

第4条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

IV. かすみがうら市社会福祉協議会 地域福祉活動計画実務者作業部会名簿

| | 役 職 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|---|------|---------|------------|-----|
| 1 | 委員長 | 都 賀 重 信 | 常務理事兼事務局長 | |
| 2 | 副委員長 | 岩 瀬 友 子 | 事務局次長 | |
| 3 | 委 員 | 豊 崎 淳 一 | 係長／総務班長 | |
| 4 | 委 員 | 齋 藤 芳 宏 | 高齢・障がい福祉班長 | |
| 5 | 委 員 | 樽 見 映 美 | 地域・子ども福祉班長 | |
| 6 | 委 員 | 大久保 敏 行 | やまゆり館副館長 | |
| 7 | 委 員 | 沼 田 佐知子 | 介護保険班長 | |

V. かすみがうら市地域福祉活動計画策定の審議経過

| 期 日 | 会議等 | 内 容 |
|----------------------------|---------------------|---|
| 平成 25 年 8 月 30 日 | 第 1 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・事業調書について ・事業の体系について |
| 平成 25 年 9 月 3 日 | 第 1 回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選任について ・地域福祉活動計画策定の進め方及びスケジュールについて |
| 平成 25 年 9 月 19 日 | 千代田中地区座談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の役割並びに地域福祉活動計画策定について ・福祉に関する意識・考え方・課題等を踏まえたアンケート・意見 |
| 平成 25 年 9 月 25 日 | 下稲吉中地区座談会 | |
| 平成 25 年 9 月 26 日 | 霞ヶ浦中（仮称）地区座談会 | |
| 平成 25 年 10 月 25 日 | 第 2 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区座談会について |
| 平成 25 年 11 月 11 日 ～18 日 | 各種団体の意向調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・役員等による活動内容の調査 <ul style="list-style-type: none"> ┌ ボランティア連絡協議会 ├ 老人クラブ連合会 ├ 手をつなぐ育成会 └ 母子寡婦福祉会 |
| 平成 25 年 11 月 18 日 | 第 3 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体の意向調査について |
| 平成 25 年 12 月 3 日 | 第 2 回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の素案について |
| 平成 25 年 12 月 24 日 | 第 4 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回策定委員会に基づいた指摘事項について（協議・加除補正） |
| 平成 26 年 1 月 27 日 | 第 5 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（協議・加除補正） |
| 平成 26 年 1 月 29 日 | 理事会・評議員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画進捗状況の報告 |
| 平成 26 年 1 月 31 日 | 地域福祉活動計画書 （資料送付） | <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員へ資料配布（最終確認） |
| 平成 26 年 2 月 25 日 | 第 3 回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（案）及び地域福祉活動計画概要版（案）の報告について |
| 平成 26 年 2 月 27 日 | 第 6 回実務者作業部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画（最終確認） |
| 平成 26 年 3 月 28 日 | 理事会・評議員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の策定について（報告） |

第1期 かすみがうら市地域福祉活動計画

発行 平成26年3月
企画・編集 かすみがうら市地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会

〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷3719番地1
TEL 029-898-2527
FAX 029-898-3523
URL <http://www.kasumigauracity-shakyo.or.jp>
E-mail info@kasumigauracity-shakyo.or.jp



(この計画書は再生紙を使用しています)



- 大きく「パァ〜！」と広げた手は、手を取り合い・手をつなぎ・手をさしのべ・手をたずさえなど、「福祉」と考えたときイメージする、いろいろな「手」を表しています。
- 手を取り合って、地域の人々の支え合いで、人間味のある温かい、笑顔あふれる ふれあい豊かな地域づくりの実現を願って考えた、かすみがうら市社会福祉協議会オリジナルのマークです。